

庁内検討部会及び法定協議会の意見対応表(案)

①庁内検討部会(令和3年1月21日開催)

意見概要	事務局回答	対応の考え方
<p>・エコミュージアム構想の視点を計画のベースにする考え方には共感するが、「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」では2つの博物館を中心に全市域をミュージアムとするとしており、構想をそのまま歴まち計画に当てはめることはできない。内容を変えて取扱う必要があり、具体的な盛り込み方については今後調整させてほしい。 (歴まちづくり推進担当)</p>	<p>・具体的な内容は今後調整したい。</p>	<p>・エコミュージアムの構築については、歴まち計画と鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の2つの計画の連携・協働が求められるものの、今後、議論を深めることが必要となる。このことから意見に従い、今後、エコミュージアムの構築の歴まち計画との関係性や位置づけについて検討することとする。(検討熟度に応じ、適宜、歴まち計画の変更を検討し、構成事業等への反映を行う方針とする)。 記載の変更を検討する。 ・歴まち計画の構成事業に「鎌倉市にふさわしい博物館事業(同基本計画等策定・推進)」の追加を検討する。事業実施にあつては、鎌倉古都地域における当該事業と歴まち計画の連携・協働体制を構築する。 ・エコミュージアムの構築については、今後、議論を深めることが必要であることから、「デイスカバリーとレイルの実現」とは切り離し、「歩行環境整備事業」の内容を見直すことで、歴史的資源を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、美装化等の整備を行うことを検討する。 記載の変更を検討する。</p>
<p>・「公有地化した史跡の活用、出土品などの史跡の収蔵スペースの不足」については、市街化調整区域の課題もあると思う。(都市計画課) ・史跡永福寺跡の整備は完了しているが、その他の史跡の整備については、どこをどのようにしていくのかといった方針が決まっていない。専門家の意見を聴く場を立ち上げ、中長期的ではなく、できることからやっていく考えであるが、具体的な計画がない状況である。そのような状況下であり、記述の方法については調整したい。出土品のスペースについても、当面保管する場所の問題とそれらをどのように公開活用していくかという課題がある。あわせて調整したい。 (文化財課)</p>	<p>・収蔵スペースの不足については、事業原局へのヒアリングや「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の中で、その不足が課題とされ、必要性が示されている。位置や時期は未定であるが、今後検討が必要と受け止めている。 史跡の活用については、公有地化後、活用には至っていないものが多く、安全を確保した上で公開し、歴史性を感じられる整備を施していくことが課題であり、今後、取組が必要と考えている。</p>	<p>・公有地化した史跡の多くが市街化調整区域であることも踏まえ、施設の魅力を高め、利用者への利便の向上を図る方策の検討が必要と考える。 ・「公有地化した史跡の活用、出土品などの史跡の収蔵スペースの確保」については、意見に従い、課題及び検討の記載に止め、今後の文化財課や「鎌倉市にふさわしい博物館事業」の取組の進捗を踏まえ、歴まち計画に構成事業等の追加を検討する。(検討熟度に応じ、適宜、歴まち計画の変更を検討し、構成事業等への反映を行う方針とする) 記載の変更を検討する。</p>
<p>・構成事業の代替については、ハードからソフトに変えていく考えだと思うが、どういった形で転換するイメージなのか。ハード事業は相手のあることなので、慎重に対応していく必要があると思う。 (都市整備部)</p>	<p>・北鎌倉県道沿いは歩道が狭隘で代替道路もない。平日・休日共に歩行者が多く、課題がある。「歩行空間整備事業」の計画自体をなくすことができない。長谷の「歩行者環境改善事業」も現状、進捗が見込めない。これら事業については、第2期計画まで事業期間を延長するとしてうえで、内容を見直し、「歩行者環境改善事業」については、散策ルートの設定や案内板・道標の設置等ができるよう検討していきたい。</p>	<p>・これまでの地元対応の経緯等を尊重し、構成事業自体は存続させ、事業内容の見直しについても慎重に検討する。 ・構成事業原課等との調整を進め、事業期間や事業内容の見直しを行い、令和3年度に予定する歴まち計画の変更に反映していく。</p>
<p>・文化財の「保全活用」は「保存活用」という表現が適切ではないか。 (歴まちづくり推進担当)</p>	<p>・文化財課にも確認したい。</p>	<p>・文化財についても「保存活用」で統一する。</p>

②法定協議会(令和3年1月29日)

○令和2年度進行管理・評価について

意見概要	回答	対応の考え方
<p>・発掘調査速報展事業、郷土芸能普及啓発支援事業など、コロナ禍で開催を見合わせた事業でも「計画通り進捗している」と記載があるが、全体的な整合性が保てるよう整理してほしい。</p> <p>・進捗していると思えない事業が進捗していると思われる事業があるので、言葉の整合性を付ける形で納得のいくような書き方をしてほしい。</p>	<p>・コロナ禍で開催できなかったものの、事業自体がなくなったものではないため、「計画通り進捗している」と記載した。記載の整合性が保てるよう記述を整理したい。</p>	<p>・進捗状況の欄の書き込みについては、全体のバランスを考慮し、記載の整理を行う。</p> <p>【記載方針】</p> <p>①コロナ禍の影響でやむを得ず一時的に中止したが、予算措置等が行われ令和2年度も開催等を予定していた事業で、来年度以降も継続を予定するものについては「計画通り進捗している」とする。</p> <p>②当初から予算措置等ができておらず、事業が遅延、実施の目処が立っていない事業については、「計画通り進捗していない」と記載する。</p>
<p>①「計画通り進捗していない」と評価した5つの事業(扇湖山荘庭園防災工事事業、交通需要マネジメント事業、北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業、社寺境内公衆トイレ改修・整備事業、歩行環境改善事業)について、北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業及び歩行環境改善事業は中間評価を見据えて見直しを考えているということだが、残りの3事業はどのような対応を考えているのか。</p> <p>②交通需要マネジメント事業は様々な取組がされているが、「計画通り進捗していない」という評価で良いのか。</p>	<p>①社寺境内公衆トイレ改修・整備事業など「計画通り進捗していない事業」については、コロナの影響等で予算措置ができていないことが一番の原因である。後半の5年間は国支援措置を活用し、進めたいと考えているが、10年間の計画期間で実施が難しい事業については第2期以降の期間の延長によって対応できればと考えている。</p> <p>②交通需要マネジメント事業について、ロードプライシングがポイントになるが、ロードプライシングについては平成28年1月に特別委員会をつくり、専門家の方や国の関係機関の方々と検討をすすめてきているところである。令和2年1月に開催した特別委員会で、ロードプライシングの有効性の検証及び採算性の検証が今後必要との指摘があり、鎌倉市単独では検討が難しいことから、様々な知見を持っている国に対して協力をお願いする要望書を出している。課金システムや制度の方向性について、今後国からの検討結果の報告を受ける予定であり、その後、特別委員会を開催してそれを確認した上でロードプライシングの案の決定及びそれに向けた手続きを進めていくことになる。具体的な実施に関しては今しばらく時間がかかる。短期的な施策の対策も含めて今後検討していくことが現在の課題となっている。評価区分については整合性を検討したい。</p>	<p>③予算措置等を行ったが、現に設定した目標の実現の目処が立っていない事業については、「計画通り進捗していない」と記載する。</p> <p>※記載方針に従い、進捗評価シートの欄に説明を追記する。</p> <p>・交通需要マネジメント事業については、様々な取組を継続しているものの、国の検討待ちで、ロードプライシングの社会実験の実施の目処が立っていないことから「計画通り進捗していない」とする。</p>
<p>③-8 樹林維持管理事業</p> <p>・樹林管理事業は該当地区を毎年1地区ずつ6年1サイクルで事業を実施していたが、平成29年度から毎年2地区ずつ3年1サイクルに見直しを行ったため、今後はより短いサイクルで所有者の要望に対応することが可能となった。(令和元年度)</p> <p>・平成29年度から毎年2地区ずつ実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から1地区の実施となった。(令和2年度)</p> <p>⇒担当課のご努力下、より短いサイクルで所有者の要望に対応することが可能となったので、令和2年度の記載だけを見ますと事業が後退したかのように受け取られてしまいます。</p>		<p>・意見を踏まえ、次のように文書を改めます。</p> <p>「・本事業は該当地区を毎年1地区ずつ6年1サイクルで実施していたが、平成29年度から毎年2地区ずつ3年1サイクルに見直しを行った。</p> <p>・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から1地区の実施となった。」</p>
<p>③-11 風致保存会助成事業</p> <p>※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症に伴い、補助金を一部減額とした。</p> <p>⇒「新型コロナウイルス感染症に伴い、」だけでは意味が通じませんので、「新型コロナウイルス感染症に伴い、～により」と理由を明確に記載していただけますか。この文章ですと当会に感染症が発生したので補助金を一部減額したようにも受け取れます。</p>		<p>・意見を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う財政上の問題から、」に改めます。</p>

○中間評価の実施について

意見概要	回答	対応の考え方
<p>①景観地区の活用については、認定際の苦労があると思うが、指定から10年が経過し、認定件数を報告するのみではなく、成果がどのように出ているのかを記載した方が良いと考える。</p> <p>②扇湖山荘は庭園防災工事が主目的ではない。緑の基本計画での位置づけは都市公園であったと思うが変わりはないか。官民連携の制度を上手く使わないと最終的な目標に到達できないと考えるが今後どのような書き込みをするのか。</p> <p>③緑地維持管理事業については、鎌倉の緑地の多くが古都法の歴史的風土特別保存地区に指定されているため、広大な緑地を神奈川県が管理することになり財政上厳しい。古都の景観を守るという視点で国の支援を求められないか。</p> <p>④P21の観光案内板整備事業のシート中の写真で源氏山公園内の案内板がはずれたまま放置された状態となっている。補修予定を併記する等細かな配慮がほしい。</p> <p>⑤鎌倉市では岩瀬の防災街区公園の整備で実績のあるUR都市機構に防災公園街区整備事業を委託しやってもらった。扇湖山荘について、官民連携を使おうとする場合、市の職員も経験がなく、職員増も難しいと思う。官民連携の実現にURの力を借りる方法もある。そういったことも踏まえて議論を進めてもらいたい。</p>	<p>①景観地区の活用については、中間評価シートで都市計画及び景観の取組と歴まちの取組が相乗効果を持つ形で全体の歴史的風致の向上を図っていると評価しているが、成果の裏付けはできていない。件数のみの報告ではなく、成果が示せる記載を検討したい。なお、景観地区を指定する以前は建築物の高さについて行政指導で15mとしていたが、景観地区が指定され、建築物の最高高さが決定した。それに基づき景観配慮協議を行っており、厳密な運用がなされていると認識している。これまで不認定の事案もない。</p> <p>②扇湖山荘については、緑の基本計画の中では都市公園と位置付けており、その位置づけに変更はない。官民連携については、平成30年3月に鎌倉市公的不動産利活用推進方針を策定しており、その中で、官民連携を進めていくことの方角付けをしている。また、平成30年度には官民連携に関する調査を実施しており、令和2年度からスタートした第4期基本計画の実実施計画の中でも扇湖山荘を含む公的不動産の利活用を重点事業として位置づけている。上位計画の位置づけに基づき、今後早期に大きな枠組みを見定めた上で歴史的建造物の保存と活用を進めていこうと考えている。書き込みについては再度検討したい。</p> <p>③緑地維持の国からの支援については、古都保存連絡協議会から毎年国に要望を提出している。中間評価シートに古都の景観を守るといった視点で書き込みができるか検討したい。</p>	<p>①平成20年3月に景観地区において建築物の高さの最高限度のほか、形屋根・外壁の色彩等建築物の形態意匠の制限を定め、建築物の建築等を行う場合には、景観法による認定申請を受けることとした。景観地区制度の厳正な運用により、建築物の高さや色彩が抑制され、調和のとれた良質な街なみ景観の維持につながっている。</p> <p>若宮大路沿道での現況調査では、景観地区指定後10年間で約25%の建物で改築・外壁修繕が行われ、景観形成基準に適合した形態意匠となっている。既存建物も概ね色彩基準の中に納まっていた。形態意匠のきめ細かな指針の策定や、建築意匠が優れていても屋外広告物により景観が損なわれている場合が見受けられ、屋外広告物条例の運用と併せた対応が必要になると整理分析している。意見に従い、記載の修正を検討する。</p> <p>②歴史的建造物の保存を目的として、できる限り早期の取組の具体化を図ることとし、庭園防災工事業に利活用事業を含め、事業期間を延長する。官民連携と国の補助制度の活用を前提とした「扇湖山荘利活用事業」を構成事業とすることを検討すると記載する。</p> <p>③古都の景観を守るといった視点から、古都保存法の位置づけのある緑地の良好な維持管理に対し、国の支援を要請する。意見に従い、記載の追加を検討する。</p> <p>④評価書の写真を変更する。なお、指摘の案内板については工事を発注済みであり、年度内に改修を実施する。</p>
<p>・中間評価の6つのポイントのポイント③について、内容の見直しを行いたい事業で歩行環境改善事業をあげている。進捗状況が思わしくないため、中間評価を経て見直したいということだと思うが、中間シートでは課題と対応の方針で見直しを示唆するような方向性が出されていない。見直す方向にもっていけないのか心配である。</p>	<p>・中間評価シートP4-⑤今後の対応の中に「内容の見直しを検討する」と記載したが、再度全体的な整理を行いたい。</p>	<p>・6つのポイントに係る書き込みが明確となるよう記載の全体的な見直しを行う。</p>

<p>①資料4の中間評価のポイント2に「エコミュージアムの考え方を計画の下敷きに加える」と記載があるが、果たして歴史的風致維持向上計画のベースとなり得るのか、また逆に、エコミュージアムを構築してこうという「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」の理念とどう関係になるのか、しっかりと議論しないとしない。両方とも所管していた私からすると、連携していくのは非常に有益であり、どちらにとっても有効なツールになることは感覚として持っているが、どのように位置づけていくのかしっかりと議論しなくてはならない。下敷きに加えるというよりもエコミュージアムとの考え方との連携・協働について検討していくという記載の方が適当ではないか。実質エコミュージアムの検討は、コロナの影響で現在動いていない事情も踏まえて、下敷きではなく「検討をする」としてほしい。</p> <p>②言葉使いについて、「歴史的資源と歴史的遺産」及び「保全と保存」を使い分けている意図を意識していただきたい。文化財については保全ではなく保存となる。</p> <p>③中間評価のポイント3で、事業の追加を行いたい事項で「ディスカバリートレイルの整備」とは「鎌倉市にふさわしい博物館事業」に含まれるのではないかと。</p> <p>④「鎌倉歴史文化交流館運営事業」は交流館のみ単発ではなく「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」ではエコミュージアムのコアとして鎌倉国宝館と歴史文化交流館の2館を中核に据えるということを表明している。これも「鎌倉市にふさわしい博物館事業」に含まれる。</p>	<p>・意見内容に関し、調整し、対応を行う。</p>	<p>①エコミュージアムの構築については、歴まち計画と鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の2つの計画の連携・協働が求められるものの、今後、議論を深めることが必要となる。このことから意見に従い、記載を「エコミュージアムの構築と歴まち計画との関係性や位置づけについて検討する」に改める。</p> <p>②意見に従い、記載を「歴史的遺産」に統一する。「保存」に改める。 ※第4期基本計画策定時の言葉の整理の考え方と整合を図る。 「保全」～良好な状態を維持するため、ある程度手を加えながら管理していくこと。 「保存」～今の価値や原状をそのまま維持すること。</p> <p>③歩行者環境の整備については、可能な箇所から取り組んでいく必要である。エコミュージアムの構築については今後の検討が必要であることから、ディスカバリートレイルの整備とは切り離し、「歩行者環境整備事業」の内容の変更を検討する。 記載の追加を検討する。</p> <p>④意見に従い、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館の2館を対象に「博物館等運営事業」とし、事業の追加を検討する。 記載の追加を検討する。</p>
<p>①エコミュージアム構想との位置づけの議論が必要だと思う。その上で歴史的風致維持向上計画の中で出している中世から現代までの歴史の流れがエコミュージアム構想の中でどういったストーリーで語られていくのか。その部分の議論が必要だと思う。今までベースをやってきた中で具体的な事業の構想ができたのは市民として非常に嬉しい、評価できることだと思っている。その上で、歴史をつなぐようなストーリー、例えばパリではルーブル美術館・ポンピドーセンター、オルセー美術館を回ればだいたい美術史が分かるというような全体を貫くストーリーというものがこのエコミュージアムの中で構築できて、それぞれの史跡や施設が上手く連携しているという全体の構想が見えた中で我々が検討している計画との整合性がでてくるといいと思う。</p> <p>②大町釈迦堂について、長いこと二階堂まで抜けられないことが気になっている。釈迦堂自体が昔地形をつくりかえることで通れる場所をつくっていったという中であの岩肌を保全するのか、それとも通れるということを前提にするのかといった議論が市民の中にも浸透しておらず、その部分の理解を今後詰めていく必要がある。地元の中でもあそこを通りたいという意見がある。丁寧な説明や議論が今後望まれる。</p> <p>③事業の質の評価を行う代表的事業の中に緑地保全を入れられないか。緑地の保全とエコミュージアムが有機的に絡み合っ、回遊できるような鎌倉になってほしい。先ほど話に出た国の支援も重要だと考えている。</p>	<p>③緑地は鎌倉のまちづくりを考える上で非常に大事な構成要素であり、これまでも鋭意保存に取り組んで成果をあげている。保存するだけではなく、活用や適正な維持管理が求められており、計画の中にも維持管理関係の事業を入れている。指摘の内容を踏まえて検討していきたい。</p>	<p>①「鎌倉市にふさわしい博物館整備事業」の事業の追加を検討する。意見は庁内で共有し、今後の検討の中で参考とする。</p> <p>②史跡大町釈迦堂遺跡の整備については、当該道路が公道であることから、歩行者の通行を前提とし、前後の崖面の安全対策を含め、実施設計が済んでいる。コロナ禍の影響で事業着手が遅れているが、意見は庁内で共有し、実施に合わせ、計画内容の説明や情報発信に努めていく。</p> <p>③中間評価における代表的な事業の選定の考え方は別紙のとおりである。鎌倉の歴史的風致の要素として古都保存法に指定された緑地等の質の維持は重要である。鎌倉市にふさわしい博物館基本構想においても「自然遺産」はエコミュージアムのサテライトの1つにもなっており、今後、議論を深める中で具体的なあり方を見定めていきたい。</p>

<p>・「エコミュージアム構想・構築」の検討・推進に際しては、多様な意見が出され期待値は大きいと思われるが、引き続き、そこには「調和のとれた活力あるまちづくり」が期待されよう。本市には、先人の培った糧が具体的に『鎌倉市民憲章』として結実するなど(前文から本文にかけ市民活動の基本的理念やあるべき姿勢などが提示されている)、まずはその参照・読み合わせを進めるべきであろうか。</p>	<p>・エコミュージアムについては庁内のみならず市民の方も交えて議論を高めていく必要があると思っている。委員の方々からも様々なご助言を得ながら今後の取組を進めていきたい。</p>	<p>・意見は庁内で共有し、今後の検討の中で参考とする。</p>
<p>①この素案が「構成事業原局との調整が済んだものではない」と記載されているが、原局と調整が済んだものについてはいつ頃提示されるのか。具体の文言の質疑についてはどのように事務局に伝えればよいのか。</p>	<p>①この後に説明をしたいと考えていたが、2月5日までに意見をメール等で頂ければと考えている。関係課との調整も2月早々には終わらせたいと考えており、次回協議会には調整が済んだものを提示する。</p>	
<p>①エコミュージアムについて、エコミュージアムの考え方を下敷きにするというよりは歴まち計画の様々な歴史の捉え方を下敷きにし、エコミュージアムで展開していくというような構成がありうるのかなと思う。今後、連携・協働というものが具体的に組織的にどのように行われるのかが疑問である。 ②中間評価のポイント6について、鎌倉市はいろいろな方面に向けて取組みをされているが、全てに歴史まちづくりを関連づけるのではなく、中には対立する取組もあると思う。そのあたりを整理して検討してはと思う。</p>		<p>①5つの歴史的風致の関係性を強化し、有機的かつ施設相互の連携を強化するのに有効な概念として、「エコミュージアムの構築」の考え方に着目してきたが、歴まち計画との関係性や位置づけについて議論を深めることが必要となる。今後の検討にあたっては、庁内において計画相互の連携や協調が図れる体制づくりに取り組むとともに、当協議会への情報提供に努める。 ①②中間評価の結果を踏まえ、令和3年度に歴まち計画の一部変更と、国の補助の活用のため社会資本総合整備計画(街なみ環境整備事業)の策定を予定しており、当協議会に適宜状況報告を行い、意見・助言等を得て取りまとめていきたい。</p>
<p>① 来訪者のため、公衆トイレの整備・改修を充実してほしい。 ② 扇湖山荘の利活用を進めてほしい。歴史的建造物として重要なものであり、これを活かしたい。平成30年3月に公的不動産の利活用方針をまとめる中で、官民連携の利活用の考え方を提示してある ③案内板等が整備されているが、未だ数も少なく、十分機能していない。令和4年1月から大河ドラマがはじまるが、来訪者が大河ドラマ館に来て、そこから鎌倉を巡る工夫を考える必要がある。散策ルートを設定し、案内板等の整備を急ぐ必要がある。案内の多言語化やデジタルを活用した案内の事例もある。 ④ 国の補助金の活用は進めるべき。鎌倉では、特にハード面で補助金の活用の機会が少ないように感じる。 ⑤まちを全体で考えていく、地域全体がミュージアムという考え方は面白い。「エコミュージアムの構築」の考え方を歴まち計画に取り込み進めることに賛成である。 「鎌倉市にふさわしい博物館事業」がコロナ禍の影響もあり進んでいないようであるが、大河ドラマが終わってからでは駄目。エコミュージアムの内容が未だ見定められていないとしても、できることから前倒しで取り組み、次に繋がるようにしておきたい。 ⑥ 鎌倉歴史文化交流館はとても良い施設である。土地や建物等の寄付を受け、ようやくあそこまで整備ができた。鎌倉の歴史や文化を発信できる施設であり、もっとPRをして有効な運用を行ってほしい。</p>		<p>①国の支援制度の活用等により社寺境内内公衆トイレ改修・整備事業の推進を図っていく。 記載の追加を検討する。 ②歴史的建造物の保存を目的として、できる限り早期の取組の具体化を図ることとし、庭園防災工事事業に利活用事業を含め、事業期間を延長する。官民連携と国の補助制度の活用を前提とした「扇湖山荘利活用事業」を構成事業とすることを検討するとの記載を追加する。 ③案内の多言語化やデジタルを活用も含め、案内板等の充実の必要性は認識しており、大河ドラマ放映の機会にもゆかりの場所を中心とし、市内各所での整備を予定している。観光案内板整備事業を継続する。 ④中間評価の結果を踏まえ、令和3年度に歴まち計画の一部変更と、国の補助の活用のため社会資本総合整備計画(街なみ環境整備事業)の策定を予定しており、当協議会に適宜状況報告を行い、意見・助言等を得て取りまとめていきたい。 ⑤5つの歴史的風致の関係性を強化し、有機的かつ施設相互の連携を強化するのに有効な概念として、「エコミュージアムの構築」の考え方に着目してきたが、位置づけや歴まち計画との関係性について議論を深めることが必要となる。今後庁内において計画相互で連携や協調が図れる体制づくりに取り組むとともに、当協議会にも情報提供に努める。また、歩行環境の整備や既存博物館の運営の連携強化など、現在の位置づけのある事業の内容の変更や事業追加で対応可能なものに関しては具体化を検討する。 ⑥「博物館運営事業」の事業の追加を検討する。</p>

<p>・「法による土地利用制限のある民有樹林の区域を6分割し、毎年1地区を対象に市が所有者に代わり枝払い等を実施している。」とあるが、内容に誤りはないか。毎年2地区に変更したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応もあり、1地区しか実施することができなかったと聞き及んでいる。</p>		<p>・指摘の点は原課から聞き承知しており、令和2年度進捗管理・評価にはその旨を記載する。 ・なお、①の課題と方針の概要欄は現歴まち計画に記載内容からの抜粋・要約を記載する欄であり、原案の記載のままとなる。 (原課からも指摘があり、同様の回答を行い理解を得ている。)</p>
<p>・ハイキングコース・パトロールは、「近年」ではなく平成19年度から実施している。「受託」ではなく、当会と鎌倉市との協働事業となる。令和元年度当初の事業費は225千円で、この内訳はボランティア交通費、保険代及び消耗品費となり、当会臨時職員の人件費を考慮すると持ち出しとなり、自主財源の確保にはつながらない。当会の公益3事業は、緑地保全事業、建造物等保全事業及び普及啓発事業で、ハイキングコース・パトロールは当会の普及啓発事業であると考えている。</p>		<p>・意見を踏まえ、誤った記述を削除し、「近年は、ハイキングコースのパトロール受託など、活動継続の基盤となる自主財源の確保にも努めている。」⇒「ハイキングコースのパトロールなどの普及啓発事業を行っている。」に改める。</p>
<p>・「鶴岡八幡宮の裏山「御谷」で起きた宅地造成計画反対に市民・文化人らが立ち上がり、鎌倉風致保全会を設立し、日本初のトラスト運動を行い、その土地を買い取って保存を行った。昭和41年には、古都の歴史的建造物と自然的環境を一体として保存することを目的とした古都保存法が制定された。」「法制定の契機ともなった古都の緑を守るといふ鎌倉市民の意識は、御谷騒動から50年以上経った今も非常に高く、風致保存会が中心となり、緑の手入れ、緑地保全の重要性を周知する啓発活動等が行われている。このように、歴史的遺産と自然環境が一体を成して形づく地域固有の歴史的風土は、市民の精神性と活動に支えられ今も保たれている。」とあるが、 「鎌倉風致保全会」は「鎌倉風致保存会」である。「風致保存会」は「鎌倉風致保存会」とする。 「トラスト運動」は「ナショナル・トラスト運動」とする。 「保全を行った。」より「御谷を守った。」の方がよいと思う。 この文章は肝心な部分で、「御谷騒動→鎌倉風致保存会設立→土地の買入れ→古都保存法の成立」という大きな流れで文章を練るべきである。 御谷騒動を契機として古都を守ろうとする世論と市民運動の高まりが大きな力となり、昭和41年には、超党派の議員立法として古都保存法が制定され、法制により古都の歴史的風土が守られることになったと思う。</p>		<p>・意見を踏まえ、「鎌倉風致保存会」に改める。 ・意見を踏まえ、「ナショナル・トラスト運動」に改める。 ・意見を踏まえ、「保全を行った」⇒「緑地を守った」に改める。(「御谷」の言葉が前後で重なるため「緑地」と言い換える。) ・意見を踏まえ、「古都の歴史的建造物と自然的環境を一体として保存することを目的とした古都保存法が制定された。」⇒「超党派の議員立法として古都保存法が制定され、法制度により古都の歴史的風土が守られることになった」に改める。</p>